

電気用品安全法の技術基準解釈通達の一部改正について

- 国際基準への対応の観点から、「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について」の別表第十を一部改正し、関連する要求事項を追加・修正する。
- 改正案については、電気用品調査委員会(事務局:日本電気協会)における検討を経て、同委員会から要望書が提出されたものである。

「雑音の強さ」に関する技術基準解釈の国際基準への対応

(現状) 電気用品の雑音の強さに関する要求事項については、国際規格(CISPR)を踏まえ、技術基準解釈の別表第十に規定しているが、このうち高周波利用機器については、対応する国際規格(CISPR11)が改正された。また、このCISPRの改正に対応し、総務省情報通信審議会より答申(平成26年3月)があり、電波法施行規則等についてもこれを踏まえた改正が公示された(平成27年6月)ことを受けて、電子レンジやIH調理機器など一部の高調波利用機器については、これらの改正と整合させる必要がある。

(改正の概要) 技術基準解釈の別表第十の第1章及び第2章を改正し、高調波利用機器のうち電子レンジやIH調理機器などについては、別途制定するCISPR11に対応する整合規格(J55011)を適用することとする。

スケジュール

改正:平成27年10月8日

施行:平成27年12月1日。ただし、この通達の改正後の規定の適用については、この通達の施行の日から3年間は、なお従前の例によることができる。

追加・修正する要求事項の詳細

(対象となる機器)

- 電子レンジ
- 自動販売機(電子レンジを有するもの)
- 電磁誘導加熱式調理器
- 電気がま(電磁誘導加熱式のもの)
- 高周波ウェルダ
- アーク溶接機(高周波電流を重畳し使用するもの)
- その他の放電灯器具(マグネトロンを使用するもの)

(関連する技術基準解釈改正)

- 同日付けでCISPR11に対応する整合規格(J55011)を別表第十二に採用する。

(J55011を適用する機器に関する主な変更点)

- 従来の「雑音電界強度」の表記を「放射妨害波」に改め、その許容値を原則、30MHz以下については磁界強度を、30MHz超については電界強度を定めるものに改める。
- また、「雑音端子電圧」を「電源端子妨害波電圧」に改める。
- 許容値の周波数帯域を低周波側(150kHz~)に拡大する。特に、電磁誘導加熱式調理器及び電気がま(電磁誘導加熱式)については、9kHz~に拡大する。
- また、電磁誘導加熱式調理器及び電気がま(電磁誘導加熱式)の放射妨害波測定には原則、図に示すような3軸のループ・アンテナシステムを用いることとする。

